

令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金交付要綱

令和 7 年 3 月 21 日

砥部町告示第 56 号

（趣旨）

第 1 条 この告示は、町民の社会福祉に寄与する団体等（法人格を問わない。以下「社会福祉団体等」という。）の円滑な活動の実施及び育成に資するために交付する社会福祉団体等活動経費交付金（以下「交付金」という。）の交付手続について、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象経費）

第 2 条 交付金の交付対象となる経費は、社会福祉団体等の活動に必要な経費とし、砥部町補助金等交付基準によるものとする。

（交付対象団体）

第 3 条 交付金の交付を受けることができる社会福祉団体等は、別表に掲げる団体とする。

（交付金の額）

第 4 条 交付する交付金の額は、別表に掲げる団体ごとに予算計上された額を限度とする。

（交付金の交付申請）

第 5 条 交付金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付金交付申請書（様式第 1 号）に、町長が必要と認める書類を添えて、別に定める期日までに町長に提出しなければならない。

（交付金の交付決定）

第 6 条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、交付金の交付を決定し、令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付金交付決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

（交付金の変更承認申請）

第 7 条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「交付金事業」という。）について、その内容を変更（事業の趣旨を変更しない程度の軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付金変更承認申請書（様式第 3 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第 8 条 交付事業者は、交付金の交付決定に係る会計年度終了後、速やかに令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付事業実績報告書（様式第 4 号）に、町長が

必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、交付金の額を確定し、令和7年度社会福祉団体等活動経費交付金確定通知書（様式第5号）により、交付事業者に通知するものとする。

（交付金の請求）

第10条 前条の規定により交付金の額の確定通知を受けた交付事業者は、令和7年度社会福祉団体等活動経費交付金精算払請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（交付金の交付）

第11条 町長は、前条の請求書を受理した場合は、交付金を交付するものとする。

（交付金の概算払）

第12条 町長は、前2条の規定に関わらず、交付金事業の実施上必要と認めたときは、交付金の一部又は全部を概算払することができるものとする。

2 交付事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、令和7年度社会福祉団体等活動経費交付金概算払請求書（様式第7号）に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（指導監督）

第13条 町長は、交付金事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第14条 町長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に交付金が交付されているときは、町長は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

（1）この告示及び交付金の交付条件に違反したとき。

（2）この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

（3）その他交付金事業の施行について、不正の行為があったとき。

（関係書類の保管）

第15条 交付事業者は、交付金事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、交付事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

社会福祉団体等名	交付金算定基準
愛媛県更生保護会	令和 7 年 4 月 1 日現在人口×1 円
伊予地区保護司会	国勢調査人口×23円
伊予地区更生保護女性会	国勢調査人口×4 円
砥部町民生児童委員協議会	民児協対象経費の 2 分の 1
伊予地区更生保護女性会砥部支部	会員数×1,000円+50,000円
砥部町遺族会	予算に定める額

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付金交付申請書

令和 年 月 日

砥部町長

様

申請者

住 所

団体名

代表者

令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金交付要綱第 5 条の規定により、
次のとおり交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付金交付申請額 金 円

2 添 付 書 類

- (1) 事業計画書又は総会資料
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付金交付決定通知書

砥部町指令 7 砥介第 号

令和 年 月 日

交付事業者 様

砥部町長



令和 年 月 日付けで申請のありました令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金については、令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条の規定により、次のとおり交付します。

- 1 交付金の額は、次のとおりである。ただし、交付金事業の内容が変更された場合において、交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

交付金の額 金 _____ 円

- 2 交付金の対象となる事業内容は、交付金交付申請書に記載のとおりとする。
- 3 交付金の対象となる経費は、要綱第 2 条に定める経費とする。
- 4 この交付金は、砥部町補助金等交付基準及び要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。

令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付金変更承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

交付事業者
住 所
団体名
代表者

令和 年 月 日付け砥部町指令 7 砥介第 号で、交付金交付決定の通知があった令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金について、令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更する理由

2 交付金交付変更額

既 交 付 決 定 額	金	円
変更承認申請額	金	円
差 引 増 減 額	金	円

3 事業変更計画書

4 収支予算書

5 その他参考となる資料

様式第 4 号（第 8 条関係）

令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付事業実績報告書

令和 年 月 日

砥部町長

様

交付事業者

住 所

団体名

代表者

令和 年 月 日付け砥部町指令 7 砥介第 号で、交付金交付決定の通知があった令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金について、令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 活動報告書

2 収支決算書

様式第 5 号（第 9 条関係）

令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付金確定通知書

7 砥介第 号
令和 年 月 日

交付事業者 様

砥部町長



令和 年 月 日付けで報告のありました令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金については、次のとおり交付します。

1 交付金の額を次のとおりとする。

交付金の額 金 _____ 円

2 交付金の対象となる事業内容は、交付金交付申請書に記載のとおりとする。

3 交付金の交付対象となる経費は、要綱第 2 条に定める経費とする。

4 この交付金は、砥部町補助金等交付基準及び要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。

令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付金精算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

交付事業者
住 所
団体名
代表者



令和 年 月 日付け 7 砥介第 号で、交付金確定の通知があった令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金について、令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円

（内 訳）

交付決定通知額	金 _____ 円
概算払受領済額	金 _____ 円
今回請求額	金 _____ 円

令和 7 年度社会福祉団体等活動経費交付金概算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

交付事業者
住 所
団体名
代表者



令和 年 月 日付け砥部町指令 7 砥介第 号で、交付金交付決定の通知があつた令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金について、令和 7 年度砥部町社会福祉団体等活動経費交付金交付要綱第12条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

金 _____ 円

（内 訳）

交付決定通知額	金 _____ 円
概算払受領済額	金 _____ 円
今 回 請 求 額	金 _____ 円
残 額	金 _____ 円